

第 88 回国民スポーツ大会・
第 33 回全国障害者スポーツ大会
沖縄県準備委員会

【第 1 回常任委員会】



令和 6 年 11 月 13 日 (水)
県立武道館 錬成道場

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会
沖縄県準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会沖縄県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会沖縄県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

- 第4条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付託事項	委任事項
総務企画 委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 5 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 6 文化プログラムに関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営 委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の基本的事項に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。

※付託事項：付託された事項を調査、審議すること

※委任事項：委任された事項を決議すること

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会 競技施設整備基本方針（案）

第88回国民スポーツ大会及び第33回全国障害者スポーツ大会の競技施設は、第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 競技施設は、可能な限り県内の既存施設を活用する。
- 2 「国民スポーツ大会開催基準要項細則」で定める施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮し、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- 3 施設整備を行う場合は、真に必要な施設に限定するとともに、将来にわたり地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 4 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインへの対応に努め、自然・環境・景観に十分配慮する。

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針（案）

第88回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第33回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の会場地市町村は、大会の趣旨及び「第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次により選定する。

- 1 会場地は、県内の各地域に根ざしたスポーツ文化の振興を図るため、可能な限り全市町村が国スポの正式競技、特別競技、公開競技及びデモンストレーションスポーツ並びに全スポの個人競技、団体競技及びオープン競技のいずれかの競技の会場地となるよう、地域バランスにも配慮しながら選定する。
- 2 会場地は、市町村の開催希望や競技会の開催を通じたスポーツ振興への考え方、実施競技団体の意向、競技施設の状況及びその他地域の実情・特性を考慮のうえ、総合的に判断して選定する。
- 3 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 4 全スポの会場地は、選手の負担軽減の観点を考慮する。

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準（案）

第88回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第33回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）における会場地市町村は、「第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、国スポの正式競技及び特別競技並びに全スポの個人競技及び団体競技の会場地市町村とする。

なお、国スポの公開競技、デモンストレーションスポーツ及び全スポのオープン競技については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 全スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。
- (3) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (4) 特定の市町村や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (5) 会場は、原則として「国民スポーツ大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (6) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (7) 選手・役員の輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。
- (8) 両大会の開催を通じたスポーツ振興の考え方を有すること。

3 選定の手続き

総務企画専門委員会において調査・審議を行い、常任委員会において決定する。

第88回国民スポーツ大会 県及び会場地市町村業務分担・経費負担基本方針（案）

第88回国民スポーツ大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び助言を担当し、経費を負担する。
- (2) 総合開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町村が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

※第33回全国障害者スポーツ大会については、別に定めるものとする。

